

2023 年度

履 修 の 手 引

大学院リハビリテーション学研究科



奈良学園大学
NARAGAKUEN UNIVERSITY

2023.4.1

目 次

1. 学年歴	1
2. リハビリテーション学研究科について（研究科の目的など）	3
3. 教育課程等の概要	6
4. カリキュラムマップ	7
5. 履修モデル	8
6. 研究指導のスケジュール	13
7. 大学院履修規程	16
8. 大学院学則	20
9. 長期履修学生に関する申し合わせ	30
10. 履修登録マニュアル（ActiveAcademy）	33
11. キャンパス入構について（休日等の取り扱い）	37

前 期

	日	月	火	水	木	金	土	行 事 日	リハビリテーション学研究科
4 月							1	3日（月） 6日（木） 12日（水）まで 22日（土） 29日（土・祝）	入学式・履修登録開始 前期授業開始 履修登録変更期間締切り 健康診断 授業実施日
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30								
5 月		1	2	3	4	5	6	17日（水）まで	履修取消期間
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
6 月					1	2	3		
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			
7 月							1	17日（月・祝） 26日（水） 27日（木）～29日（土） 31日（月）～8月5日（土）	授業実施日 前期授業終了 補講期間 前期定期試験
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
8 月			1	2	3	4	5	7日（月）～9月15日（金） 7日（月）・8日（火） 10日（木） 16日（水）～17日（木） 21日（月）～25日（金）	夏期休業、補講期間（リハ学研究科） 前期追試験手続き 前期再試験対象者発表 前期再試験手続き 前期追・再試験
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30	31				
9 月						1	2	1日（金）～10日（日）	後期履修登録
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15			

後 期

	日	月	火	水	木	金	土	行 事 日	リハビリテーション学研究科
9 月							16	18日（月・祝）	後期授業開始 授業実施日
	17	18	19	20	21	22	23	18日（月）～24日（日）	
	24	25	26	27	28	29	30	23日（土・祝）	
								25日（月）まで	
10月	1	2	3	4	5	6	7	9日（月・祝） 15日（日）	授業実施日 学園祭
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
11月				1	2	3	4	1日（水）	創立記念日 授業実施日 授業実施日 授業実施日
	5	6	7	8	9	10	11	3日（金・祝）	
	12	13	14	15	16	17	18	23日（木・祝）	
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
12月						1	2	23日（土） 25日（月）～1月8日（月・祝）	年内授業最終日 冬期休業、補講期間（リハ学研究科）
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
	31								
1 月		1	2	3	4	5	6	9日（火） 12日（金） 13日（土）～14日（日） 20日（土） 22日（月）～27日（土） 29日（月）～3月31日（土） 30日（月）・31日（火）	年明け授業開始 大学入学共通テスト準備（入構禁止） 大学入学共通テスト（全日休講・入構禁止） 後期授業終了 後期定期試験 春期休業、補講期間（リハ学研究科） 後期追試験手続き
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
2 月					1	2	3	5日（月）	後期再試験対象者発表 後期再試験手続き 後期追試験・再試験 成績発表
	4	5	6	7	8	9	10	8日（木）～9日（金）	
	11	12	13	14	15	16	17	13日（火）～16日（金）	
	18	19	20	21	22	23	24	27日（火）	
	25	26	27	28	29				
3 月						1	2	15日（金） 3月25日（月）以降	2年次履修登録開始
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
	31								

(2023年度)

I 研究科の教育研究上の目的

リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻では、多様化する保健・医療のニーズに対応できる科学的根拠に基づいた臨床実践力を養うとともに、地域・施設現場におけるリハビリテーション医療の複雑化と多様な障害像に主体的、多面的にアプローチでき、あわせて社会貢献に尽力する高度専門職業人を育成することを目的とする。

II 教育研究上の目標

医療全体が高度化・多様化する中で、リハビリテーション医療においても新しい知識や技術を主体的に習得し、それを科学的根拠に基づいた臨床実践力に高めるためには高度な専門性と臨床的な研究能力が必要である。また、リハビリテーション医療においてはチーム医療が必須となり、多職種間連携の理論を理解し、チームの中で多職種間での意見や方針を調整する能力や各専門職者がリーダーシップを兼ね備え、組織を積極的に管理運営する能力が必要とされている。

わが国の保健医療・福祉政策の国家的構想においても、2025年に迫る地域包括ケアシステムの構築に向け、障害の予防や改善、生活の再構築、そして地域社会における自立生活の安定化と生活の質(QOL)の維持・向上を目指す上でリハビリテーション専門職者の役割が拡大している。その一翼において「どのように年老いても、障害があっても住み慣れたところで、その人らしく暮らし、自立した社会的存在であること」を大切にする地域リハビリテーションの理念を具現化させることが期待されているのである。

そこでこれらを受け、本研究科では、本研究科の教育研究上の目的を踏まえて、以下の1から3に示すリハビリテーションの高度専門職者を育成することを目標とする。

1. 臨床現場において科学的根拠に基づいた臨床実践能力を備えた人
2. 地域包括ケアシステムにおける連携・調整能力を備えた人
3. 臨床的医療と地域における生活支援を包括する広い視野を持ってリハビリテーション領域の問題解決を図る能力を備えた人

III 大学院及び研究科等名称・英文表記

大学院名	奈良学園大学大学院	Graduate School of Naragakuen University
研究科名	リハビリテーション学研究科	Graduate School of Rehabilitation Science
課程名	修士課程	Master Course
専攻名	リハビリテーション学専攻	Master Course of Rehabilitation Science
学位名	修士(リハビリテーション学)	Master of Rehabilitation Science

IV ポリシー

<アドミッション・ポリシー>

- (1) 本研究科の設立の理念・教育目標を十分に理解している人
- (2) リハビリテーション学および関連領域を学ぶ強い意欲を持ち、大学院で学ぶための基礎的学力(リハビリテーション学および関連領域に関する知識・技術、論理的思考力と対人コミュニケーション能力、文章表現力、専門英語の読解力)を備えている人
- (3) リハビリテーションおよび関連領域の専門職に求められる思いやりの心・責任感・継続力などを備えている人
- (4) リハビリテーションおよび関連領域において、中核的・指導的役割を果たす高度の専門職業人として将来活躍が期待できる人

＜カリキュラム・ポリシー＞

- (1) 医療・保健・福祉の総合化と拡大を背景に多様化・高度化するリハビリテーションへのニーズに対応できる専門的知識・技術を修得するための科目を備え、体系的・組織的な教育を行う。
- (2) 臨床や地域の現場においてリハビリテーションの実践を阻害する課題を発見し、科学的根拠にもとづいた解決に寄与する能力を養成するために、研究法に関する講義と演習の科目を備え、課題解決の過程を系統的に学修させる。
- (3) リハビリテーション領域の臨床・地域支援・教育・研究などの分野で指導的・中心的な役割を果たす能力を養成するために、組織の運営、職種間連携、教育法を含む科目を備え、各人の目的に応じて履修可能な教育課程とする。
- (4) 高い倫理観に基づいてリハビリテーション領域の課題に対処し、解決への方策を積極的に提案できる能力を養成するために、特別演習、特別研究の科目を設け、研究を指導する。
- (5) 学習成果の評価は各授業科目の達成目標と評価方法をシラバスに示し、レポートや課題などにより総合的に行う。

＜ディプロマ・ポリシー＞

本研究科では、修士課程修了までに以下に掲げる内容を身につけることを求める。その上で、所定の単位を修め、研究倫理審査、中間報告会などを経て、修士論文審査に合格した院生に修了認定および学位を授与する。

- (1) 多様化・高度化するリハビリテーション関連業務が可能な専門性の高い実践力と知識・技術を身につけていること。
- (2) 臨床や地域におけるリハビリテーションを阻害する課題を発見し、科学的に分析し課題解決に寄与することができる能力を身につけていること。
- (3) リハビリテーション領域における臨床・実践・教育・研究などに取組む高度専門職業人として指導的・中心的な役割を果たすことのできる能力を身につけていること。
- (4) 高い倫理観に基づいて、専門性を追求し、リハビリテーション領域の研究課題に主体的に取り組むことができる能力を身につけていること。

V 授業時間

時限	時刻
1	9:00～10:30
2	10:40～12:10
3	13:00～14:30
4	14:40～16:10
5	16:20～17:50
6	18:00～19:30
7	19:40～21:10

※休講等の連絡は各学生に割り当てるメールアドレスへ連絡する。

VI 成績評価

秀、優、良、可、不可をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。評価は100点をもって満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とする。

VII 修了要件

本研究科においては、基盤科目から必修6単位を含み10単位以上、専門科目から2つの分野のうち1つの分野を主たる分野として特別演習4単位を含む8単位以上、他の分野の特論科目から2単位以上、基盤科目又は他の分野の特論科目から2単位以上、研究科目から特別研究8単位、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了要件とする。

VIII 学位

修士（リハビリテーション学）

IX 教員組織（令和5年4月1日現在）

専任教員

1	西川 隆	教授（研究科長）
2	辻下 守弘	教授
3	山形 力生	教授
4	橋本 雅至	教授
5	柴田 政彦	教授
6	伊藤 健一	教授
7	池田 耕二	教授
8	飯塚 照史	教授
9	大浦 智子	教授
10	藤田 信子	准教授
11	阿波 邦彦	准教授
12	野中 紘士	講師
13	吉川 義之	講師
14	福原 啓太	講師
15	城野 靖朋	講師
16	滝本 幸治	講師
17	前田 吉樹	助教
18	中島 大貴	助教

兼任教員

19	高岡 昌子	教授
20	上野 栄一	教授
21	西菌 貞子	教授
22	中島 栄之介	教授

兼任講師

23	安西 将也	講師（客員教授）
24	長嶋 洋一	講師
25	小貫 睦巳	講師
26	豊岡 祐子	講師

教育課程等の概要

(リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻 修士課程)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基盤科目		教育心理学特論	1前		2		○								兼1	オムニバス
		リハビリテーション教育学特論	1後		2		○			2						
		医療管理特論	1後		2		○								兼2	
		研究方法特論	1前	2			○					3				
		研究倫理特論	1前	2			○			3	1					
		統計解析特論	1後		2		○			1	1					
		医療政策特論	1前		2		○								兼1	
		専門職間連携特論	1前	2			○			1		1	1		兼2	
		リハビリテーション技術特論	1後		1		○			1					兼2	
		リハビリテーション研究特論	1後		2		○					2				
		小計（10科目）	－	6	13	0	－			6	2	5	1	0	兼8	
専門科目	臨床実践リハビリテーション分野	運動機能障害リハビリテーション学特論	1後		2		○			2	1					オムニバス
		内部機能障害リハビリテーション学特論	1後		2		○			1	1	1				オムニバス
		高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論	1後		2		○			1		1				オムニバス・共同（一部）
		臨床実践特別演習	2前		4			○		4	2	2				オムニバス・共同
	生活支援リハビリテーション分野	地域リハビリテーション・ケア学特論	1後		2		○			1		1	1			オムニバス・共同（一部）
		疼痛ケア・リハビリテーション学特論	1後		2		○			1		1	1			オムニバス・共同（一部）
		高齢者リハビリテーション学特論	1後		2		○			3		1				オムニバス
		生活支援特別演習	2前		4			○		5		3	2			オムニバス・共同
	小計（8科目）	－	0	20	0	－			9	2	5	2	0	0	－	
研究科目	リハビリテーション学特別研究	1～2通	8				○		9	2	5					
	小計（1科目）	－	8	0	0	－			9	2	5	0	0	0	－	
合計（19科目）			－	14	33	0	－			9	2	5	2	0	兼8	－
学位又は称号		修士（リハビリテーション学）			学位又は学科の分野				保健衛生学関係（リハビリテーション学関係）							
卒業要件及び履修方法									授業期間等							
・基盤科目から必修6単位を含み10単位以上 ・専門科目から2つの分野のうち1つの分野を主たる分野として特別演習4単位を含む8単位以上 他の分野の特論科目から2単位以上 基盤科目又は他の分野の特論科目から2単位以上 計12単位以上 ・研究科目から特別研究8単位 合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。									1 学年の学期区分			2 学期				
									1 学期の授業期間			15 週				
									1 時限の授業時間			90 分				

奈良学園大学大学院 リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻(修士課程) カリキュラムマップ

人材養成の目標										本研究科では、多様化する保健・医療のニーズに対応できる科学的根拠に基づいた臨床実践力を養うとともに、地域・施設現場におけるリハビリテーション医療の複雑化、多様な障害像に主体的、多面的なアプローチとあわせ社会貢献に尽力する高度専門職業人を育成する。 ① 臨床現場において科学的根拠に基づいた臨床実践能力を備えた人 ② 地域包括ケアシステムにおける連携・調整能力を備えた人 ③ 臨床的医療と地域における生活支援を包括する広い視野を持つてリハビリテーション領域の問題解決を図る能力を備えた人									
科目区分		科目名		配当年次		修了要件		DP1	DP2	DP3	DP4	ディプロマポリシー							
基盤科目	教育心理学特論		1前		必修6単位を含む 10単位以上		○		◎			DP1. 多様化・高度化するリハビリテーション関連業務が可能な専門性の高い実践力と知識・技術を身につけていること。 DP2. 臨床や地域におけるリハビリテーションを阻害する課題を発見し、科学的に分析し課題解決に寄与することができる能力を身につけていること。 DP3. リハビリテーション領域における臨床・実践・教育・研究などに取組む高度専門職業人として指導的・中心的な役割を果たすことのできる能力を身につけていること。 DP4. 高い倫理観に基づいて、専門性を追求し、リハビリテーション領域の研究課題に主体的に取り組むことができる能力を身につけていること。							
	リハビリテーション教育学特論		1後				○		◎										
	医療管理特論		1後				◎		◎										
	研究方法特論		1前					◎	○	◎									
	研究倫理特論		1前					◎	○	◎									
	統計解析特論		1後					◎	○	◎									
	医療政策特論		1前				◎		○										
	専門職間連携特論		1前				◎		○										
	リハビリテーション技術特論		1後					◎	○	◎									
	リハビリテーション研究特論		1後					◎	○	◎									
専門科目	運動機能障害リハビリテーション学特論		1後		専門科目から2つの分野のうち1つの分野を主たる分野として特別演習4単位を含む8単位以上		◎	○	○			DP3. リハビリテーション領域における臨床・実践・教育・研究などに取組む高度専門職業人として指導的・中心的な役割を果たすことのできる能力を身につけていること。 DP4. 高い倫理観に基づいて、専門性を追求し、リハビリテーション領域の研究課題に主体的に取り組むことができる能力を身につけていること。							
	内部機能障害リハビリテーション学特論		1後				◎	○	○										
	高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論		1後				◎	○	○										
	臨床実践特別演習		2前				○	◎	◎	◎									
	地域リハビリテーション・ケア学特論		1後		◎	○	○												
	疼痛ケア・リハビリテーション学特論		1後		◎	○	○												
生活支援リハビリテーション分野	高齢者リハビリテーション学特論		1後		基盤科目又は他の分野の特論科目から2単位 計12単位以上		◎	○	○										
	生活支援特別演習		2前				○	◎	◎	◎									
研究科目		リハビリテーション学特別研究		1～2通		研究科目から特別研究8単位		○	◎	◎	◎	◎							

◎：DPに関する能力に特に関与 ○：DPに関する能力形成に関与

履修モデル

(1) 教育・管理者モデル：

病院でリハビリテーション業務（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）に従事しながら在籍し、教育や管理を学び、現場の後輩育成や管理能力の向上を目指す場合

・履修例

- 基盤科目：「研究方法特論」、「研究倫理特論」、「専門職間連携特論」、「医療管理特論」、「リハビリテーション教育学特論」、計 10 単位
- 専門科目：「運動機能障害リハビリテーション学特論」、「内部機能障害リハビリテーション学特論」、「高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論」、「地域リハビリテーション・ケア学特論」、「臨床実践特別演習」、計 12 単位
- 「リハビリテーション学特別研究」8 単位

(2) 臨床実践者モデル：

リハビリテーション科を設置する病院・施設等に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士として勤務しながら在籍し、臨床実践能力の向上を目指す場合。

・履修例

- 基盤科目：「研究方法特論」、「研究倫理特論」、「専門職間連携特論」、「リハビリテーション技術特論」、「リハビリテーション研究特論」、「統計解析特論」、計 11 単位
- 専門科目：「運動機能障害リハビリテーション学特論」、「内部機能障害リハビリテーション学特論」、「高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論」、「疼痛ケア・リハビリテーション学特論」、「臨床実践特別演習」、計 12 単位
- 「リハビリテーション学特別研究」8 単位

(3) 生活支援者モデル：

地域・介護施設のリハビリテーション・ケア（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）に従事しながら在籍し、リハビリテーション・ケアに関する能力の向上を目指す場合

・履修例

- 基盤科目：「研究方法特論」、「研究倫理特論」、「専門職間連携特論」、「医療政策特論」、「統計解析特論」、「リハビリテーション技術特論」、計 11 単位
- 専門科目：「地域リハビリテーション・ケア学特論」、「疼痛ケア・リハビリテーション学特論」、「高齢者リハビリテーション学特論」、「運動機能障害リハビリテーション学特論」、「生活支援特別演習」、計 12 単位
- 「リハビリテーション学特別研究」8 単位

履修モデル

教育・管理者モデル：教育者や管理者を目指す大学院生

科目区分	1 年前期			1 年後期			2 年前期			2 年後期			
	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	
基盤科目	必	研究方法特論	2		リハビリテーション教育学特論	2							
	必	研究倫理特論	2		医療管理特論	2							
	必	専門職間連携特論	2										
専門科目					運動機能障害リハビリテーション学特論	2		臨床実践特別演習	4				
					内部機能障害リハビリテーション学特論	2							
					高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論	2							
					地域リハビリテーション・ケア学特論	2							
研究科目	必			リハビリテーション学特別研究								8	
												合計取得単位数	30

臨床実践者モデル：臨床実践能力の向上を目指す大学院生

科目区分	1 年前期			1 年後期			2 年前期			2 年後期			
	区 分	科目名	単 位 数	区 分	科目名	単 位 数	区 分	科目名	単 位 数	区 分	科目名	単 位 数	
基盤科目	必	研究方法特論	2		統計解析特論	2							
	必	研究倫理特論	2		リハビリテーション技術特論	1							
	必	専門職間連携特論	2		リハビリテーション研究特論	2							
専門科目					運動機能障害リハビリテーション学特論	2		臨床実践特別演習	4				
					内部機能障害リハビリテーション学特論	2							
					高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論	2							
					疼痛ケア・リハビリテーション学特論	2							
研究科目	必	リハビリテーション学特別研究										8	
												合計取得単位数	31

履修モデル

生活支援者：リハビリテーション・ケアに関する能力の向上を目指す大学院生

科目区分	1 年前期			1 年後期			2 年前期			2 年後期		
	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数
基盤科目	必	研究方法特論	2		医療政策特論	2						
	必	研究倫理特論	2		統計解析特論	2						
	必	専門職間連携特論	2		リハビリテーション技術特論	1						
専門科目					地域リハビリテーション・ケア学特論	2		生活支援特別演習	4			
					疼痛ケア・リハビリテーション学特論	2						
					高齢者リハビリテーション学特論	2						
					運動機能障害リハビリテーション学特論	2						
研究科目	必	リハビリテーション学特別研究										8
										合計取得単位数		
										31		

履修モデル（長期履修学生対応）【リハビリテーション学専攻】

教育・管理者モデル：教育者や管理者を目指す大学院生

科目区分	1 年前期			1 年後期			2 年前期			2 年後期			3 年前期			3 年後期			
	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	区 分	科 目 名	単 位 数	
基盤科目	必	研究方法特論	2		リハビリテーション教育学特論	2	必	専門職間連携特論	2										
	必	研究倫理特論	2		医療管理特論	2													
専門科目																			
					内部能力開発リハビリテーション学特論	2					運動機能障害リハビリテーション学特論	2		臨床実践特別演習	4				
											認知症機能・心臓障害リハビリテーション学特論	2							
											地域リハビリテーション・ケア学特論	2							
研究科目																			
							必				リハビリテーション学特別研究						8		
																	合計取得単位数		30

臨床実践者モデル：臨床実践能力の向上を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期			3年前期			3年後期			
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	
基盤科目	必	研究方法特論	2		統計解析特論	2	必	専門職間連携特論	2										
	必	研究倫理特論	2		リハビリテーション技術特論	1													
					リハビリテーション研究特論	2													
専門科目					内部能力開発リハビリテーション学特論	2					運動機能障害リハビリテーション学特論	2		臨床実践特別演習	4				
											認知症機能・心臓障害リハビリテーション学特論	2							
											修養ケア・リハビリテーション学特論	2							
研究科目							必	リハビリテーション学特別研究										8	
																	合計取得単位数		31

履修モデル（長期履修学生対応）【リハビリテーション学専攻】

生活支援者：リハビリテーション・ケアに関する能力の向上を目指す大学院生

科目区分	1 年前期			1 年後期			2 年前期			2 年後期			3 年前期			3 年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
基礎科目	必	研究方法特論	2		医療政策特論	2	必	専門職関連特論	2									
	必	研究倫理特論	2		統計解析特論	2												
専門科目					リハビリテーション技術特論	1												
															4			
専門科目																		
研究科目																		
リハビリテーション学特別研究																	8	
																	合計取得単位数	
																	31	

研究指導のスケジュール(2年で修了する場合)

年次		学生	指導教員等	研究科教授会(研究科委員会) 学位論文審査委員会
受験前		・希望する特別研究の指導教員(修士論文作成の主旨指導教員)へ連絡・相談	・研究計画、実務経験等をもとに、副指導教員の選択について助言	
1年次 月				
前期	4	・希望する研究領域、主旨指導教員1名、副指導教員1名を研究科委員会へ提出 ・主旨指導教員の助言を受けながら受講科目を申請	・ガイダンスの実施 ・担当学生の研究課題を決定し、研究科委員会へ通知 ・学生の要望に応じた受講科目を指導	・研究科委員会は主旨指導教員1名、副指導教員1名を決定し、学生に通知
	5～	研究課題に添って研究計画の立案	・研究計画の立案を指導	
後期	10～	・研究倫理審査申請書を作成・申請し承認を得る ・研究計画に従い研究を開始 <u>1年次</u> ・予備実験、調査等を実施	・研究倫理審査委員会に提出する審査申請書の作成・審査を指導	・研究倫理審査申請書の受理 ・研究科研究倫理審査委員会による審査、承認
	1		・研究の進行状況の確認・指導	
2年次 月				
前期	4	<u>2年次(～9月)</u> ・本研究を開始し、研究成果をまとめる	・セミナーにおいて、研究遂行と研究成果のまとめ方を指導	
	6		・研究の進行状況を確認	
	7		・発表予定内容の問題点等を指摘し、解決方法について指導	・主旨指導教員以外の主査1名、副査2名を決定し、学生に通知
後期	10	中間発表会		
		・論文の作成開始(中間発表の指導を踏まえ、論文をまとめる) ・問題点の指摘を受けて、追加実験・調査、分析等を行う。 <u>10月～1月</u> ・修士論文の作成	・主査、副査は発表内容について指導 ・指導教員は、主査・副査から指摘された問題点の解決方法について指導 <u>10月～1月</u> ・修士論文作成の指導	・公開の中間発表会の開催
	1	修士論文発表会		
		・論文、論文要旨を提出 ・学位論文審査申請書を提出 ・主査、副査、指導教員の指導を受けて論文を完成	・主査、副査は発表内容について指導・指導教員は、主査・副査から指摘された問題点の解決方法について指導	・公開の修士論文発表会の開催
	2	・完成させた論文を所定の期日(2月上旬)までに提出	・主査・副査は提出された論文を審査するとともに、口頭試問を行い、審査結果を研究科教務委員会に報告。口頭試問は、提出された論文の内容および専門領域の学力について問う。	・研究科委員会は主査及び副査による論文の審査および口頭試問の審査結果ならびに当該学生の単位取得状況にもとづき修士課程の修了について可否を判定
	3	・修士課程の修了および学位授与		・学位の授与は学位記を交付して行う。

研究指導のスケジュール(長期履修生 3 年で修了する場合)

年次	学生	指導教員等	研究科教授会（研究科委員会） 学位論文審査委員会
受験前	・希望する特別研究の指導教員（修士論文作成の主旨指導教員）へ連絡・相談	・研究計画、実務経験等をもとに、副指導教員の選択について助言	
1 年次			
	月		
前期	4	・ガイダンスの実施 ・担当学生の研究課題を決定し、研究科委員会へ通知 ・学生の要望に応じた受講科目を指導	・研究科委員会は主旨指導教員 1 名、副指導教員 1 名を決定し、学生に通知
後期	10	・講義科目を履修	

2 年次				
前期	4	・研究課題に添って研究計画の立案	・研究計画の立案を指導する。	
後期	10 ～ 1 年次	・研究倫理審査申請書を作成・申請し承認を得る ・研究計画に従い研究を開始 ・予備実験、調査等を実施	・研究倫理審査委員会に提出する審査申請書の作成・審査を指導	・研究倫理審査申請書の受理 ・研究科研究倫理審査委員会による審査、承認
	1		・研究の進行状況を確認する	
3 年次				
前期	4	2 年次（～9 月） ・本研究を開始し、研究成果をまとめる	・セミナーにおいて、研究遂行と研究成果のまとめ方を指導	
	6		・研究の進行状況を確認	
	7		・発表予定内容の問題点等を指摘し、解決方法について指導	・主指導教員以外の主査 1 名、副査 2 名を決定し、学生に通知
後期	10	中間発表会		
		・論文の作成開始（中間発表の指導を踏まえ、論文をまとめる） ・問題点の指摘を受けて、追加実験・調査、分析等を行う。	・主査、副査は発表内容について指導 ・指導教員は、主査・副査から指摘された問題点の解決方法について指導	・公開の中間発表会の開催
		10 月～1 月 ・修士論文の作成	10 月～1 月 ・修士論文作成の指導	
	1	修士論文発表会		
		・論文、論文要旨を提出 ・学位論文審査申請書を提出 ・主査、副査、指導教員の指導を受けて論文を完成	・主査、副査は発表内容について指導・指導教員は、主査・副査から指摘された問題点の解決方法について指導	・公開の修士論文発表会の開催
	2	・完成させた論文を所定の期日（2 月上旬）までに提出	・主査・副査は提出された論文を審査するとともに、口頭試問を行い、審査結果を研究科教務委員会に報告。口頭試問は、提出された論文の内容および専門領域の学力について問う。	・研究科委員会は主査及び副査による論文の審査および口頭試問の審査結果ならびに当該学生の単位取得状況にもとづき修士課程の修了について可否を判定
	3	・修士課程の修了および学位授与		・学位の授与は学位記を交付して行う。

奈良学園大学大学院履修規程

制 定 平成30年 4月 1日
最近改正 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は授業科目（以下「科目」という。）の履修方法等に関し、奈良学園大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(科目の開設)

第2条 学則第14条に基づき、毎学年の初めに科目の開設を行う。

2 科目の開設は、毎学年における授業科目、授業時間数及び授業担当教員を示すものとする。

3 看護学研究科精神看護学分野においては、高度実践看護師養成課程「CNSを履修するコース」を設け、そのコースの1学年の定員は2名とする。

(履修の登録)

第3条 学生は、履修しようとする科目について、各学期の初めにおいて指定された期日までに所定の履修届を提出し履修科目の登録を行わなければならない。

2 学生は、前項の履修登録をした後においては、履修登録した科目を任意に変更することができない。

(指導教員)

第4条 専門分野の研究および授業の科目の履修を指導するため、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員決定後変更のある場合には、奈良学園大学大学院 研究科委員会の承認を得て、「指導教員変更届」を提出しなければならない。

(修了要件)

第5条 本大学院看護学研究科においては、基盤科目から必修6単位を含み10単位以上、専門科目から3つの分野のうち1つの分野を主たる分野として演習2単位を含む8単位以上及び他の分野から4単位以上の計12単位以上、研究科目から特別研究8単位を加え、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了要件とする。ただし、精神看護学分野の急性期精神看護学特論と地域移行支援精神看護学特論、実習科目は履修できないものとする。

2 CNSを履修するコースにおいては、基盤科目16単位以上（国際医療特論、看護倫理特論、看護研究特論、臨床薬理学、病態生理学、フィジカルアセスメント12単位必修、コンサルテーション論、看護理論特論、看護教育学特論、看護管理学特論から4単位以上）、専門分野24単位以上（特

論 4 科目 8 単位、演習 2 科目 4 単位、実習 4 科目 10 単位はそれぞれ必修、急性期精神看護学特論又は地域移行支援看護学特論からいずれか 1 科目 2 単位選択)、研究科目から課題研究 4 単位を加え、合計 44 単位以上を修得し、課題研究の成果の審査及び最終試験に合格することをもって修了要件とする。

3 本大学院リハビリテーション学研究科においては、基盤科目から必修 6 単位を含み 10 単位以上、専門科目から 2 つの分野のうち 1 つの分野を主たる分野として特別演習 4 単位を含む 8 単位以上、他の分野の特論科目から 2 単位以上、基盤科目又は他の分野の特論科目から 2 単位以上を修得し、研究科目から特別研究 8 単位、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(履修の禁止)

第 6 条 次に掲げる科目は履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 既に単位を修得した科目
- (3) 授業時間が重複する科目

(単位の認定)

第 7 条 各科目の単位の認定は、試験の成績により行い、合格者に所定の単位を与える。

(試験)

第 8 条 試験は、筆記試験、口述試験、論文提出その他とする。

2 試験は、原則として担当教員が実施する。

(受験資格)

第 9 条 履修する科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の 3 分の 2 以上出席した学生には、その科目の受験を認める。ただし、出席時間数が 3 分の 2 以上に達しない者のうち、やむを得ない理由による欠席については、担当教員が受験資格を認めることがある。

なお、授業料を滞納している学生には全科目、受験資格を与えないものとする。

(追試験)

第 10 条 追試験は、急病その他やむを得ない正当な理由により試験を欠席した者に対して行う。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、その科目の担当教員の許可を得たうえ、必要書類を添えて、追試験受験願を教務課へ提出するものとする。

- 3 第1項に規定する正当な理由及び第2項に規定する必要書類とは、次の各号によるものとする。
- (1) 正規の通学手段による事故、悪天候等での遅延とし、必要書類は、事故証明書または遅延証明書等とする。
 - (2) 病気、負傷等による通院及び入院とし、必要書類は、診断書等とする。
 - (3) 忌引きとし、必要書類は、葬儀礼状等とする。
 - (4) その他事情やむを得ないと認められるものとし、その日時に欠席しなければならなかったことを証明する文書等とする。

(再試験)

第11条 試験において不合格の評価を得た学生に対して1回を限度として再試験を実施することができる。

- 2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、再試験手続き日に、再試験受験料を添えて、再試験受験願を教務課へ提出するものとする。
- 3 再試験の受験料は別に定める。

(再試験、追試験の成績の評価)

第12条 再試験の成績の評価は、可(60点)を最高点とし、担当教員が行うものとする。

また、追試験の成績の評価は、秀(90点)をもって満点とし、秀(90点)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)とする。

- 2 2人以上の教員により授業を分担する科目については、当該科目を分担する教員の合議により成績の評価を行なうものとする。

(最終試験の成績評価)

第13条 学則第22条での最終試験の成績は、合格又は不合格の評価をもって表す。

(試験における不正行為)

第14条 試験において不正行為があったときは、当該不正行為に係る科目の試験及び当該試験期間中に既に受験した科目の試験は無効とし、当該試験期間中の以後の受験を認めないものとする。

(再履修)

第15条 成績の評価が不合格となった科目について単位を修得しようとするときは、当該学期以降に改めて履修届を提出し、再履修しなければならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、研究科委員会で発議し大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

奈良学園大学大学院学則

（ 制 定 平成30年 4月 1日
最近改正 令和 5年 4月 1日 ）

第1章 総則

（大学院の目的）

第1条 奈良学園大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、奈良学園大学の建学の精神と教育理念に則り、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論とその応用を教授・研究し、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、もって社会の発展及び文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学院における自己点検・評価については、奈良学園大学学則（以下「本学学則」という。）

第2条の規定を準用する。

（情報提供）

第3条 本大学院における情報の公開については、本学学則第3条の規定を準用する。

第2章 組織及び修業年限、学年、学期及び休業日

（組織）

第4条 本大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻及び学生定員）

第5条 本大学院に置く研究科、専攻及びその学生定員は次の通りとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	8人	16人
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	4人	8人

（教育研究上の目的）

第6条 本大学院の研究科、専攻における教育研究上の目的は次の通りとする。

（1）看護学研究科看護学専攻

教育理念に基づき、在宅看護、育成看護、精神看護分野における専門性を深め、国内外で活躍することができる高度な看護実践者と看護の各分野における実践的教育の担い手及び研究者を育成することを目的とする。

（2）リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻

本研究科では、多様化する保健・医療のニーズに対応できる科学的根拠に基づいた臨床実践力を養うとともに、地域・施設現場におけるリハビリテーション医療の複雑化、多様な障害像に主体的、多面的なアプローチとあわせ社会貢献に尽力する高度専門職業人を育成することを目的とする。

（修業年限）

第7条 本大学院の修業年限は、2年とする。

（在学年数）

第8条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第9条の規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、5年を越えて在学することができない。

2 前項の規定に関わらず、第34条の規定により入学した学生は、就業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前2項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第9条 本大学院看護学研究科及びリハビリテーション学研究科においては、学生が職業を有している等の事情により、標準年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(学年)

第10条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次の通りとする。ただし、夏期、冬期及び春期休業の期間は、年度毎に定める学年暦によるものとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

大学創立記念日 11月1日

夏期休業

冬期休業

春期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を変更し、もしくは臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を設けることができる。

(授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下らないものとする。

第3章 教育課程及び教育方法

(教育課程)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に関する指導により行うものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表第1の通りとする。

3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第16条 各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、所定の単位を与える。

2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(成績の評価)

第17条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の評価は、100点をもって満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)とする。

(本大学院以外の大学院の科目の履修)

第18条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院以外の教育施設等における研究指導)

第19条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1年を超えない範囲で受けさせることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院の入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、本大学院において修得した科目について修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第19条第2項の規定により修得した単位と合せて10単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第21条 本大学院看護学研究科及びリハビリテーション学研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

第4章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第22条 本大学院に2年以上在学し、所定の科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

(学位の授与)

第23条 学長は、前条による修了者に対し、修士の学位を授与する。

2 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	修士（リハビリテーション学）

第5章 教職員組織

（教員）

第24条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、研究科委員会の議を経て、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

（事務組織）

第25条 本大学院に関する事務は、学部の事務組織がこれにあたる。

（大学院委員会）

第26条 本大学院に、大学院の教育研究に関する事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は学長と研究科長、および研究科の担当教員の中から学長が指名した教員をもって構成する。

3 前項の規定に関わらず、学長は、他の職員を出席させることができる。

4 大学院委員会は次の事項を審議する。

(1) 大学院の学則の制定および改廃に関する事項

(2) 研究科委員会から上申された事項

(3) その他大学院に関する重要事項

5 大学院委員会の運営等に関する事項は別に定める。

（研究科長）

第27条 本大学院の看護学研究科とリハビリテーション学研究科にそれぞれ研究科長を置く。研究科長は研究科の学務を統督する。

2 研究科長は、研究科の担当教員のうちから学長が指名し、研究科委員会の委員長となる。

3 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（研究科委員会）

第28条 看護学研究科に看護学研究科委員会、リハビリテーション学研究科にリハビリテーション学研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長、研究科で授業等を担当する教員をもって構成する。

3 前項の規定に関わらず、研究科長は、他の職員を出席させることができる。

4 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 大学院委員会から諮問された事項

(2) 学則等諸規定に関する事項

(3) 研究科の課程及び学生の教育に関する事項

(4) 研究の指導及び論文の審査に関する事項

(5) 単位認定、課程修了認定並びに学位授与に関する事項

(6) 賞罰に関する事項

(7) 研究科担当教員の任用及び昇任に関する事項

(8) 研究科担当教員の審査基準に関する事項

(9) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項

(10) その他大学院に関する事項

- 5 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名した教授が議長となる。
- 6 その他研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第6章 入学、退学、休学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

2 看護学研究科看護学専攻においては、看護師免許を取得している者

(入学志願)

第31条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学に関する手続き)

第33条 入学を許可された者は所定の期日までに指定する書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学及び転入学)

第34条 学長は、本学への入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、その理由を記載し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第36条 疾病その他やむを得ない理由により就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

第37条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年に限り延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第8条の在学年数には算入しない。

(復学)

第38条 休学期間満了のとき又は休学の期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第39条 次の各号にいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第8条に規定する在学年数を超えると認められる者
- (2) 休学期間を満了し、復学を願い出ない者
- (3) 死亡又は3ヶ月以上所在不明の者
- (4) 履修科目登録をせず、連絡のない者
- (5) 授業料の納付を怠り、督促に対しても納付しない者

(留学)

第40条 外国の大学院に留学することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学期間は在学期間に含めることができる。

(再入学)

第41条 退学者及び第39条第4号又は第5号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、学長が学年の始めに限りそれを許可することがある。

第7章 授業料等納付金、入学金及び入学検定料

(授業料等の金額)

第42条 本大学院の授業料等納付金は、別表第2の通りとする。

2 入学金及び入学検定料は、別表第3の通りとする。

(授業料等納付金の納入方法及び時期)

第43条 授業料等納付金等の納入金は、年額の2分の1ずつを2期にわけて納入し、納入時期は別表第4の通りとする。

(退学等の場合の授業料等)

第44条 学生が退学し、もしくは除籍された場合にあっては、当該期の授業料等を納入しなければならない。ただし、第39条第4号及び第5号の理由により除籍された者は、この限りでない。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第45条 休学した者については、休学した期間の授業料等を免除又は減額することができる。ただし、学期の中途において休学した者は、原則当該期の授業料等を納入しなければならない。

(その他の費用)

第46条 授業料等納付金、入学金のほか実験実習費その他の教育に必要な費用を納入させることがある。

2 前項に定める納入金の種類及び納入に必要な手続き等については、別に定める。

(授業料等納付金の不還付)

第47条 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学の取消しを願い出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(学費の延納等)

第48条 正当な事由により学費を延納又は分納しなければならなくなったときは、直ちにその旨届け出て許可を得なければならない。

第8章 賞罰

(表彰)

第49条 学業、操行ともに優秀な者又は特殊の善行があつて他の模範となる者に対しては、学長は研究科委員会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第50条 本大学院の規則等に違反し又は本学の学生として本分に反する行為があつたときは、学長は研究科委員会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくして出席が常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 雑則

(学則の改廃)

第51条 本学則の改廃は、評議会及び大学院委員会の承認を得て、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

看護学研究科看護学専攻

科目区分		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択
基 盤 科 目		国際医療特論	2	
		国際看護特論		2
		ヘルスプロモーション特論		2
		看護倫理特論	2	
		コンサルテーション論		2
		看護理論特論		2
		看護教育学特論		2
		看護管理学特論		2
		臨床薬理学		2
		病態生理学		2
		フィジカルアセスメント		2
		看護研究特論	2	
専 門 科 目	在宅 看護学 分野	在宅看護学特論Ⅰ（在宅看護学）		2
		在宅看護学特論Ⅱ（慢性期）		2
		在宅看護学特論Ⅲ（回復支援）		2
		在宅看護学特論Ⅳ（地域包括支援）		2
		在宅看護学特論演習		2
	育成 看護学 分野	育成看護学特論Ⅰ（発達支援）		2
		育成看護学特論Ⅱ（次世代育成支援）		2
		育成看護学特論Ⅲ（リプロダクティブヘルス・ケア）		2
		育成看護学特論Ⅳ（家族支援）		2
		育成看護学特論演習		2
	精神 看護学 分野 (CNS)	精神看護学特論Ⅰ（歴史・法制度）		2
		精神看護学特論Ⅱ（精神・身体状態の評価）		2
		精神看護学特論Ⅲ（精神科治療技法）		2
		精神看護学特論Ⅳ（精神看護理論、援助技法）		2
		地域移行支援精神看護学特論		2
		急性期精神看護学特論		2
		精神看護学演習Ⅰ（精神科治療技法）		2
		精神看護学演習Ⅱ（精神看護理論、援助技法）		2
		精神看護学実習 アセスメント		2
		精神看護専門看護師役割実習		2
	研究科目	特別研究		8
		課題研究		4

リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻

科目区分		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択
基 盤 科 目		教育心理学特論		2
		リハビリテーション教育学特論		2
		医療管理特論		2
		研究方法特論	2	
		研究倫理特論	2	
		統計解析特論		2
		医療政策特論		2
		専門職間連携特論	2	
		リハビリテーション技術特論		1
		リハビリテーション研究特論		2
専 門 科 目	臨床実践 リハビリ テーション 学分野	運動機能障害リハビリテーション学特論		2
		内部機能障害リハビリテーション学特論		2
		高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論		2
		臨床支援特別演習		4
	生活支援 リハビリ テーション 学分野	地域リハビリテーション・ケア学特論		2
		疼痛ケア・リハビリテーション学特論		2
		高齢者リハビリテーション学特論		2
		生活支援特別演習		4
研究 科目		リハビリテーション学特別研究	8	

別表第2

授業料等納付金

区分 \ 費目	授業料・教育充実費（年額）
看護学研究科 リハビリテーション学研究科	750,000 円

※CNS を履修するコースを選択する場合は、2 年次において年額 100,000 円を追加する。

別表第3

入学金及び入学検定料

区分 \ 費目	入学金	入学検定料
本学卒業生	50,000 円	35,000 円
他大学等卒業生	200,000 円	35,000 円

別表第4

授業料等納付金の納入方法及び時期

区 分	納入期限
前期（4月1日から9月15日まで）	4 月中
後期（9月16日から翌年3月31日まで）	10 月中

奈良学園大学大学院における長期履修学生に関する申し合わせ

〔 制 定 平成30年 6月 6日
最近改正 〕

(趣旨)

第1条 奈良学園大学大学院学則(以下「学則」という。)第9条第2項に基づき、標準修業年限を超えて計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、大学院の入学選考結果に基づき合格となった者であって、原則として、職業を有している等の事情により標準修業年限での修業が困難である者とする。

(申請)

第3条 長期履修を申請する者は、出願時に申し出なければならない。

(申請の許可)

第4条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2 研究科長は、前項の承認及び許可にあたり、各年次の履修単位の上限を設けることができる。

(長期履修期間)

第5条 長期履修が認められる期間(以下「長期履修期間」という。)の限度は、3年とする。なお、在学できる年数は、学則第8条第1項及び第2項に定める在学期間内とする。

2 長期履修は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできない。

3 長期履修期間の延長は、認めない。

(授業履修の指導)

第6条 指導教員は、長期履修学生の履修期間に授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(長期履修期間の短縮)

第7条 長期履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が、事情の変更等により長期履修期間の短縮を希望する場合は、1年次の12月中に指導教員と相談の上、長期履修期間短縮願を提出しなければならない。

2 前項の願については、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 長期履修期間の短縮は、在学中1回に限る。

(授業料)

第8条 授業料は、標準年限に納入すべき授業料等の額(年額×2)を長期履修が認められた3年で除した額とする。

2 諸費等については、各年度に通常の在學生と同額を徴収するものとする。

3 長期履修を許可した場合は、標準修業年限を超える履修期間については授業料等を徴収しないものとする。

4 許可された長期履修期間を超えた場合は、通常の在学期間の授業料等を徴収するものとする。

5 長期履修の短縮が認められた場合は、本来授業料等との差額を徴収するものとする。

(雑則)

第9条 この申し合わせに定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科委員会において、別に定めることとする。

(改廃)

第10条 この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この申し合わせは、平成30年6月6日から施行し、平成30年度に研究生となる者から適用する。

〒631-8524 奈良市中登美ヶ丘 3-15-1 TEL.0742-95-9800
発行：奈良学園大学大学院